

神崎市立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

神崎市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・ 6
- 5 関連する取組及び
今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 10

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月18日）及び同法に基づき、文部科学大臣が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、神埼市教育委員会がサービス監督権者としての責務を果たすために策定するものである。

「神埼市の教育」に掲げる学校教育における重点目標「『不易』と『流行』を強化・充実し、混沌とした社会の中でたくましく生き抜く児童・生徒を育成する教育の充実」を実現させるためには、教育職員が心身ともに健康な状態で、その専門性を十分に発揮し、児童生徒一人一人に向き合った質の高い教育活動を継続的に行うことが重要である。そのためには、長時間勤務の是正を含む業務量の適切な管理と、健康及び福祉の確保に向けた取組を計画的かつ継続的に実施することが不可欠である。

本計画は、本市立小学校及び中学校に勤務する教育職員を対象に、業務量管理及び健康確保措置の具体的内容を明らかにし、学校及び教育委員会が一体となって取組を推進するための基本的な枠組みを示すものである。

(2) 本市における現状と課題

本市においては、これまで教育職員の働き方改革を重要な教育課題の一つとして位置づけ、業務の適正化や校務の効率化、学校行事の精選、部活動の負担軽減等に取り組んできた。

【学校における働き方改革のこれまでの具体的取組】

- ・ PC 出退勤管理システムによる客観的な在校時間管理
- ・ 定時退勤日の設定
- ・ 夏季休業中の学校閉庁日の設定
- ・ 夏季休業後の事務処理週間の設定
- ・ 成績 2 期制による成績評価事務の軽減
- ・ 成績事務処理期間の設定
- ・ 部活動休養日の実施
- ・ 体育大会の午前中開催（コロナ禍以後継続）
- ・ 校務支援システムによる業務効率化
- ・ ペーパーレス会議の推進
- ・ 職員会議等の会議の内容精選、縮減
- ・ 時間外留守番電話の導入
- ・ ICT 支援員、教員業務支援員等の配置 等

この他にも、学校においては、各学校の実態に応じて働き方改革の推進に向けて様々な取組を行ってきている。

その結果、教育職員の時間外在校等時間は徐々に減少傾向ではあるが、令和 5 年度と令和 6 年度の状況を見るとは、ほぼ変わらない状況となっている。

【令和5年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月27時間28分	12%	0%
中学校	月42時間20分	37%	4%

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26時間02分	13%	0%
中学校	月40時間51分	36%	5%

令和 6 年度の一か月あたりの時間外在校等時間の年平均時

間は、令和5年度と比較すると、小学校と中学校のそれぞれ、小学校は1時間26分、中学校は1時間29分の縮減が見られる。

しかし、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が小学校で13%（令和6年度）、中学校で36%（令和6年度）となっており、特に中学校は小学校よりも高くなっている。これは中学校の部活動指導が関係していると考えられる。また、小学校も中学校も一部教育職員において長時間勤務が常態化している状況も見受けられる。

学校現場においては、教育課程への対応、保護者・地域対応、ICT活用の進展等により業務が多様化・複雑化しており教育職員個々人の努力のみによって業務負担を軽減することには限界がある。

こうした現状を踏まえ、教育委員会が主体的に業務量を把握・分析し、組織的・計画的に業務量管理及び健康確保措置を講ずることが必要である。

2 目標

教育職員が心身ともに健康な状態で、その専門性を十分に発揮し、児童生徒一人一人に向き合った質の高い教育活動を行うために、本計画における目標を次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100%を目指す。
- ・1年間における教育職員の1カ月の時間外在校等の平均30時間程度となることを目指す。
- ・1年間における教育職員の時間外在校等時間360時間以下とすることを旨す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・職員一人当たりの年次休暇の取得日数14日以上を目指す。

【R7 年度平均一人 11 日】

- ・年次休暇取得 7 日未満の職員をゼロにする。

【R7 年度 5 日未満 10 名】

- ・市内のすべての小中学校において適切な時期を考慮し、年 1 回以上のストレスチェックを行い高ストレス者のきめ細かな把握を行う。

【R7 年度実施率 90%】

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

ただし、社会情勢の変化や国・県の制度改正、取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとする。

4 実施する内容

本市では、これまで行っている基本的な業務量管理・健康確保措置の内容を更に徹底するとともに、本計画期間中の重点事項として「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直しを行っていく。

【基本的事項】

(1) 業務量の把握及び管理について

- ・教育職員の在校等時間について、客観的な方法により把握し、定期的な分析を行う。
- ・時間外在校等時間の縮減に向け、学校ごとの課題を明確化し、改善策を検討・実施する。
- ・管理職による日常的な勤務状況の把握と、業務配分の適正化を徹底する。
- ・教育委員会は、学校に対し必要な指導・助言を行う。また管理職研修等を通じて、服務監督に関する理解の深化を図る。

(2) 業務の適正化・効率化について

- ・学校における業務の不断の見直しにより、教育職員が担う必要のない業務については削減又は関係機関との連携などによる実施を推進していく。
- ・管理職には、教育職員の校務分掌の在り方を点検し、特定の教育職員に過度な負担が集中しないよう配慮を促す。
- ・ICTの活用等により文書事務作業やデジタルデータでの提出物処理、情報共有など一層の効率化を図る。

(3) ワーク・ライフ・バランスに係る環境整備について

- ・心身の健康管理を事由とした年次休暇取得の推進を図る。
- ・育児や介護を支援するものとして、看護休暇や介護休暇等の制度の周知を図り取得しやすい環境を整える。

【「業務の3分類」を踏まえた重点事項】

(参考) 文部科学省資料より

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・各地域の実情を踏まえつつ、PTA、見守り隊（地域ボランティア）等による見守り活動を推進する。必要に応じて、本市教育委員会や警察署と連携した見回りを行う。
 - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。
 - ・児童生徒が補導されたときの児童生徒引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて校警補導連絡協議会等を通じて認識を共有する。
 - 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校給食費及び校納金については、事務の共同実施により保護者から金融機関への口座引き落としによる徴収とする。
 - 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
 - ・学校だけでは解決が難しい事案については、本市教育委員会が対応することとし、場合によっては市の顧問弁護士の活用を積極的に図っていく。
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ICT 支援員による学校支援を行う。
 - 部活動
 - ・合同部活動や拠点校方式部活動など市内各学校の状況に応じた部活動を展開していく。
 - ・部活動指導員や外部指導者として部活動に関わっていく人材が増えるよう神崎市指導者人材バンクの登録者を増やしながらか地域展開につなげていく。また西九州大学と連携した学生指導者の活用について検討をしていく。
- ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- 授業準備・教材作成補助
 - ・教員業務支援員の活用を促進し、授業で使用する教材の作成、印刷業務を補助し、教員の負担を軽減する。
 - 成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術の活用により採点作業や成績処理の事務負担を軽減する。
 - ・成績2期制に伴い、通知表の「道徳」「総合的学習の時間」「総合所見」等の文章による記載回数を見直し。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しながら、教育職員との連携体制を構築する。
 - ・本市のこども家庭課、民生委員などと連携し家庭の見守り体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・市で年間3回の土曜開校実施を定めていたことを見直し、各校にて実施の有無（回数）について、学校の実情を踏まえて検討してよいとする。
- ・清掃活動日の頻度の見直しや猛暑による夏季の昼休みの時間短縮など日課表の工夫を行い、課後の教員の事務処理や教材準備の確保に努める。
- ・部活動の活動時間を厳守する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・衛生管理者（教頭）について、毎年年度当初に全職員への周知徹底を図る。
- ・長時間勤務が常態化している教育職員に対し、面談等を通じた状況把握と必要な助言・支援を行う。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%とし、実施後の分析及び活用を促進し職場環境の改善を推進する。
- ・ 時間外在校等時間が月80時間を超える、またはストレスチェックにより高ストレスが認められる教育職員へは産業医等の面接指導を勧めるなど必要な取組を推進する。
- ・ 週1回の定時退勤日を設定し、確実に実行していく。
- ・ 夏季休業期間中8月11日から8月17日までを市内一斉学校閉庁期間とする。

5 関連する取組及び今後のフォローアップについて

本市教育委員会は、本計画に基づく取組の実施状況について、定期的に点検・評価を行うものとする。その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の改善や見直しを行い、計画の実効性を高めるとともに、教育職員の業務量管理及び健康確保が継続的に図られるよう努める。また、学校現場からの意見や課題を丁寧に把握し、教育職員の業務量管理及び健康確保の取組は、教育委員会と学校が協働して改善を進める体制を構築することとする。

(1) 進捗状況の把握と公表

- ・ 学校における時間外在校等時間については、サービス管理システムの出退勤管理により随時把握する。
- ・ 学校は、毎月個々の時間外在校等時間の状況を教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会は、各学校の状況を把握し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対してヒアリング等を行う。
- ・ 本市の定例教育委員会及び総合教育会議にて報告事項とする。
- ・ 毎年度、市のホームページ等で公表する。

(2) 学校への指導・支援

- ・ 教育委員会は、各学校の状況把握にて、長時間勤務が常態化している教育職員などを確認したときは、ヒアリング等

を通して課題を整理し、適切な改善が図られるよう助言や支援を行う。

- ・長時間勤務が改善しない教育職員がいるときは、教育委員会により個別の支援・指導を行う。
- ・管理職のマネジメント能力向上を図るため、校長研修会等において、働き方改革の重要性やメンタルヘルスについての考え方など理解の深化を図る。

(3) 継続的な改善に向けて

- ・本計画は、国や県の動向、及び市内の小中学校の実施状況を踏まえ、適宜見直しをするものとする。

神埼市教育委員会

学校教育課